
青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

都市計画法施行令の改正により、災害ハザード区域を許可の対象区域から除外することとなったこと及び（仮称）青森市都市計画マスタープランの策定に伴い、移住・定住の促進及び集落のコミュニティ維持を図るため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- ① 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等について、許可の対象となる区域から除外するもの。
- ② 集落内における自己用住宅を建築する場合の許可要件の見直しを行うもの。

3 その他

青森市開発審査会提案基準の改正

4 施行期日

令和4年4月1日